

障がい者の権利擁護に係る出前講座実施要領

（目的）

第1 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成22年岩手県条例第59号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨について、県内事業者及び団体に対し一層の普及啓発を図ることを目的に、事業所等に職員を派遣し、障がい者の権利擁護に係る出前講座（以下「出前講座」という。）を実施する。

（対象者）

第2 出前講座を申し込むことができる者は、岩手県内に所在する事業者及び団体（市民団体、自治会等も含む。）とする。

（講師の派遣）

第3 講師は、保健福祉部障がい保健福祉課から派遣するものとする。

2 講師の派遣費用は無料とする。

3 会場の確保については、出前講座を希望する者（以下「申込者」という。）の責任において行うものとする。

4 会場使用料、出前講座に必要な機器に要する費用等は申込者が負担するものとする。

5 講師の派遣時間は、概ね30分から1時間程度とする。ただし、会場や派遣人数により、派遣時間を調整できるものとする。

6 要望に応じて、Zoom等を活用したオンライン形式の対応も行うものとする。

（申込み）

第4 申込者は、原則として希望日の1か月前までに保健福祉部障がい保健福祉課に申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定による申込書の提出があったときは、保健福祉部障がい保健福祉課は派遣の可否を決定し、申込者に対し決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（制限等）

第5 次の各号のいずれかに該当するときは、出前講座に係る講師派遣を行わない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

（2） 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行う可能性があるとき。

（3） 本事業の目的に反すると認められたとき。

（4） 講師派遣者の都合により、申込者の希望する日時に講師派遣を行うことが困難であるとき。

(変更等の連絡)

第6 第4第2項の規定による派遣決定通知書の通知を受けた申込者は、出前講座の内容、開催日時、開催場所その他申込事項に変更が生じたとき又は派遣を中止しようとするときは、変更又は中止の事実が発生した時点で、速やかに保健福祉部障がい保健福祉課に連絡しなければならない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行する。